

令和5年度

和歌山県修学奨励金貸与制度  
奨学金を希望する皆さんへ  
募集要項



無利子  
貸与

和歌山県では、高等学校等（高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程。以下同じ。）に在学している方を対象に、奨学金の貸与者を募集します。

修学奨励金（奨学金）貸与制度

本制度は、経済的理由により、高等学校等での修学が困難な者に対し、その修学に要する経費の一部を貸与することにより、修学の奨励と教育の機会均等を図り、もって有為な人材の育成に資することを目的とします。（貸与を受けた生徒のことを、以下、「奨学生」と表記します。）

また、奨学金の貸与を希望するにあたって次のことを理解してください。

- ① 奨学金は奨学生及びその連帯保証人が責任を持って返還しなければなりません。
- ② 返還された奨学金は次の奨学金の貸与資金となり、次代の奨学生を支えます。
- ③ 奨学金の貸与を希望するにあたっては、本要項を十分理解し、保護者の方とよく相談の上申請してください。

奨学生になったときは、奨学生としての自覚を持つとともに、高校生にふさわしい生活態度で学業に励んでください。

貸与を受けるには

1 貸与対象者

次の全てに該当する者としてします。

- (1) 高等学校等（高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程）に在学していること。
- (2) 本人の生計を主として維持する者が、和歌山県内に住所を有していること。
- (3) 世帯全員の年間収入額（税込）が、和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則に規定する貸与基準額以下であること。（右表参照）
- (4) 次に掲げる学資金等の貸与を受けていないこと。
  - ① 独立行政法人日本学生支援機構の学資貸与金
  - ② 母子父子寡婦福祉資金の修学資金
  - ③ 和歌山県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励金
  - ④ 生活福祉資金貸付金の教育支援費

※4人世帯の場合（参考例）

世帯主が住所を有する市町村	年間収入額(税込)の上限
和歌山市	540万円
海南市 紀美野町 岩出市 橋本市 高野町 有田市 湯浅町 御坊市 美浜町 田辺市 白浜町 新宮市 那智勝浦町 太地町 串本町	500万円
上記以外の市町村	480万円

○上記金額はあくまで目安です。世帯の人数、事情等により削減します。  
○給与所得者の年間収入額は、源泉徴収票等の支払金額等（税込）となり、給与所得者以外の場合は、確定申告書等の所得金額を別途計算式（8ページ参照）で算出した金額となります。

※いずれも月額貸与

2 貸与額（月額）

	国公立	私立
自宅通学者	18,000円	30,000円
自宅外通学者	23,000円	35,000円

いずれも  
無利子  
貸与

3 貸与期間

貸与期間は、貸与を受ける者が在学する高等学校等の標準の修業年限となります。

※令和6年度以降も貸与を受けたい場合、年度毎に、継続して貸与を受けるための申請（継続申請）が必要です。

なお、継続申請の審査の結果、貸与基準額等の貸与要件を満たさなくなった場合は、貸与を打ち切ります。

4 申請期間

令和5年4月14日(金)~令和5年5月31日(水)

5 貸与の申請方法

(1) 提出書類

- ① 貸与申請書 .....（記入例7~10ページ記入例等参照）
- ② 住民票（原本）（原則マイナンバー記載無）  
本人及び本人と生計を同一にする世帯全員のものを出してください。  
※「世帯全員」という記載があり、続柄等が省略されておらず、申請日の3ヶ月以内に発行されたものを添付してください。  
※③収入（所得）を証明するものでマイナンバーを確認できる書類を提出し、添付書類として住民票を使用する場合のみマイナンバーを記載してください。
- ③ 収入（所得）を証明するもの（申請日現在で最新のもの）  
本人及び本人と生計を同一にする世帯全員のもの（本人を含め乳幼児及び就学者は除く）  
※詳細は2頁「③収入（所得）を証明するものとは」をご覧ください。
- ④ 確認書 .....（3ページ記入例参照）  
奨学金の貸与を受けること及び返還することの意思確認をする書類です。2枚複写になっていますので、1枚目（提出用）のみ提出し、2枚目（申請者控）は貸与が終了するまで大切に保管してください。
- ⑤ 確約書  
独立行政法人日本学生支援機構の学資貸与金、母子父子寡婦福祉資金の修学資金、和歌山県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励金、生活福祉資金貸付金の教育支援費（いずれも月額貸与）の貸与を受けていないことを確約する書類です。
- ⑥ 口座登録申出書 .....（3ページ記入例参照）  
奨学金の振込口座を登録するための書類です。将来貸与金を返還していただく引落口座にもなります。和歌山県の歳入取扱金融機関（3ページ参照）の中から選択して申請者本人名義の口座を登録してください。  
※貸与決定後、「和歌山県口座振替納付依頼書（自動払込利用申込書兼廃止届書）」を送付します。後日、金融機関へ提出していただく必要があります。なお、上記申出書と依頼書に記載されている口座情報が同一でない場合、当該依頼書に記載されている口座へ奨学金を振り込まさせていただきます。